

堺市公報 第378号	令和7年8月29日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市契約規則等の一部を改正する規則

【財政局契約部契約課】 2

○堺市財務規則の一部を改正する規則

【財政局財政部財政課】 4

○堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】 5

<告示>

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】 5

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】 6

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について

【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】 7

<公告>

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】 8

○南部大阪都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について

【建設局道路部道路計画課】 8

○南部大阪都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について

【建設局道路部道路計画課】 9

○南部大阪都市計画都市高速鉄道事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について

【建設局道路部連続立体推進課】	10
○南部大阪都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る公告及び図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部連続立体推進課】	12
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	14
<教育委員会規則>	
○堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局学校教育部教育課程課】	15
<選挙管理委員会公表>	
○令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の要旨の公表について	
【選挙管理委員会事務局】	19

規 則

堺市契約規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第60号

堺市契約規則等の一部を改正する規則

(堺市契約規則の一部改正)

第1条 堺市契約規則(昭和50年規則第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・」を「第11条の2一」に改める。

第2章第2節第3款中第12条の前に次の1条を加える。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第11条の2 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める予定価格(第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、当該契

約期間中の予定総額をいう。次条において同じ。)の額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 4,000,000円
- (2) 財産の買入れ 3,000,000円
- (3) 物件の借入れ 1,500,000円
- (4) 財産の売払い 1,000,000円
- (5) 物件の貸付け 500,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 2,000,000円

第12条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 予定価格が200,000円以下の契約を締結するとき。

第24条第3項第1号中「随意契約によることができる契約に関する規則（昭和57年規則第49号。以下「随意契約規則」という。）別表左欄」を「第11条の2各号」に、「同表右欄」を「当該各号」に改める。

第28条第1項第1号中「随意契約規則別表左欄」を「第11条の2各号」に、「同表右欄」を「当該各号」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項第1号中「その費目」を「前項第1号及び第5号に定める契約のうち、その費目」に、「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同項第2号中「その費目」を「前項第1号及び第5号に定める契約のうち、その費目」に、「400,000円」を「800,000円」に改める。

第30条の2第5号中「随意契約規則別表左欄」を「第11条の2各号」に、「同表右欄」を「当該各号」に改める。

第36条第2項第1号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に改める。

（堺市事務決裁規則の一部改正）

第2条 堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条各課長共通専決事項を定める部分第23号中「随意契約によることができる契約に関する規則（昭和57年規則第49号）」を「堺市契約規則第11条の2の規定」に、「2,500,000円」を「4,000,000円」に、「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

（堺市公共工事の前金払に関する規則の一部改正）

第3条 堺市公共工事の前金払に関する規則（平成5年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に改め、同項第2号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

（堺市入札監視等委員会規則の一部改正）

第4条 堺市入札監視等委員会規則（平成25年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 本市が発注する建設工事（予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が4,000,000円以下のものを除く。）及び建設工事に関連する委託業務（予定価格が2,000,000円以下のものを除く。）の契約に係る入札及び契約手続の運用状況等について、市長から報告を受け、意見を具申すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（随意契約によりことができる契約に関する規則の廃止）
- 2 随意契約によりことができる契約に関する規則（昭和57年規則第49号）は、廃止する。

（適用区分）

- 3 この規則による改正後の各規則の規定は、施行日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。
（随意契約によりことができる契約に関する規則の廃止に伴う経過措置）
- 4 施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものに係る附則第2項の規定による廃止前の随意契約によりことができる契約に関する規則第2条に規定する随意契約によりことができる契約の種類及び額については、なお従前の例による。

~~~~~

堺市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第61号

#### 堺市財務規則の一部を改正する規則

堺市財務規則（平成19年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項第2号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に、「1,

000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第2の10の項中「100万円」を「200万円」に改め、同表の12の項中「100万円」を「200万円」に、「の合議不要」を「合議不要」に改め、「支出」の次に「（市営住宅の明渡しに係るもので定例的なものについては、法制文書課合議不要）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規則による改正後の第18条及び別表第2（訴訟及び調停に係る委託料の支出に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第62号

#### 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例（平成7年条例第23号）の施行期日は、令和7年9月13日とする。

## 告 示

堺市告示第334号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区浜寺公園町二丁170番1の一部

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

~~~~~

堺市告示第335号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区浜寺公園町一丁64番、浜寺諏訪森町中三丁285番、286番及び287番並びに浜寺諏訪森町西四丁396番、399番、400番、404番、409番及び410番の各々の一部

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要

措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。)

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

~~~~~

# 堺市告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                | 医療機関所在地                      | 種別   | 更新年月日    |
|----------------------|------------------------------|------|----------|
| スギ薬局 堺美原店            | 堺市美原区北余部470番地1               | 薬局   | 令和7年8月1日 |
| 三国ヶ丘薬局               | 堺市堺区向陵西町4-7-20<br>三国ヶ丘セレニテ1階 | 薬局   | 令和7年8月1日 |
| オリーブ薬局               | 堺市西区津久野町3-27-52              | 薬局   | 令和7年8月1日 |
| ベルシャンテ訪問看護<br>ステーション | 堺市中区深阪1丁13番67号               | 訪問看護 | 令和7年8月1日 |
| 訪問看護ステーション<br>なごみ    | 堺市東区西野254-3                  | 訪問看護 | 令和7年8月1日 |

公 告

## 堺市公告第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市堺区今池町一丁38番1から38番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区今池町六丁4番17号  
株式会社大忠建設  
代表取締役 大西 正敏

## 堺市公告第579号

南部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
南部大阪都市計画道路事業  
3・3・201-16号常磐浜寺線



## 2 施行者の名称

堺市

## 3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分（変更なし）

堺市西区浜寺諏訪森町東3丁、浜寺昭和町1丁、浜寺諏訪森町中3丁、浜寺諏訪森町西4丁及び浜寺公園町1丁地内

## (2) 使用の部分（変更なし）

堺市西区浜寺諏訪森町中3丁地内

## 5 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

## 6 縦覧期間

令和7年8月15日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

堺市公告第580号

南部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画事業の種類及び名称

南部大阪都市計画道路事業

3・4・201-41号諏訪森神野線

2 施行者の名称

堺市

3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分(変更なし)

堺市西区浜寺諏訪森町西1丁、西区浜寺諏訪森町中1丁、西区浜寺諏訪森町東5丁及び西区浜寺諏訪森町東1丁地内

(2) 使用の部分(変更なし)

堺市西区浜寺諏訪森町中1丁地内

5 縦覧場所

建設局道路部道路計画課(市役所高層館17階)

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

6 縦覧期間

令和7年8月15日から事業施行期間の終了の日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

~~~~~

堺市公告第581号

南部大阪都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告す

る。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画事業の種類及び名称

南部大阪都市計画都市高速鉄道事業

201－2号南海電気鉄道南海本線及び225－1号南海電気鉄道南海本線

2 施行者の名称

堺市

3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分（変更なし）

堺市西区浜寺石津町西5丁、西区浜寺石津町中5丁、西区浜寺諏訪森町西1丁、西区浜寺諏訪森町西2丁、西区浜寺諏訪森町西3丁、西区浜寺諏訪森町西4丁、西区浜寺諏訪森町中1丁、西区浜寺諏訪森町中2丁、西区浜寺諏訪森町中3丁、西区浜寺公園町1丁、西区浜寺公園町2丁及び西区浜寺公園町3丁地内

(2) 使用の部分（変更なし）

高石市東羽衣1丁目地内

5 縦覧場所

建設局道路部連続立体推進課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7573

6 縦覧期間

令和7年8月15日から事業施行期間の終了の日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第582号

南部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事による認可告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた同事業の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画事業の種類及び名称

南部大阪都市計画道路事業

3・4・201-77号諏訪ノ森駅前線

7・6・201-6号南海本線附属街路西4号線

7・7・201-7号南海本線附属街路東3号線

7・7・201-8号南海本線附属街路西5号線

7・7・201-10号南海本線附属街路西7号線

2 施行者の名称

堺市

3 事務所の所在地

堺市堺区南瓦町3番1号

4 事業地の所在

(3・4・201-77号諏訪ノ森駅前線)

(1) 収用の部分（変更なし）

堺市西区浜寺諏訪森町西2丁地内

## (2) 使用の部分

なし

(7・6・201－6号南海本線附属街路西4号線)

## (1) 収用の部分(変更なし)

堺市西区浜寺石津町西5丁、西区浜寺石津町中5丁、西区浜寺諏訪森町西1丁及び西区浜寺諏訪森町西2丁地内

## (2) 使用の部分

なし

(7・7・201－7号南海本線附属街路東3号線)

## (1) 収用の部分(変更なし)

堺市西区浜寺石津町中5丁、西区浜寺諏訪森町中1丁、西区浜寺諏訪森町中2丁、西区浜寺諏訪森町中3丁、西区浜寺諏訪森町西1丁及び西区浜寺諏訪森町西2丁地内

## (2) 使用の部分

なし

(7・7・201－8号南海本線附属街路西5号線)

## (1) 収用の部分(堺市西区浜寺公園町1丁及び西区浜寺公園町2丁地内を加える。)

堺市西区浜寺諏訪森町西2丁、西区浜寺諏訪森町西3丁、西区浜寺諏訪森町西4丁、西区浜寺公園町1丁及び西区浜寺公園町2丁地内

## (2) 使用の部分

なし

(7・7・201－10号南海本線附属街路西7号線)

## (1) 収用の部分(変更なし)

堺市西区浜寺公園町2丁及び西区浜寺公園町3丁地内

## (2) 使用の部分

なし

## 5 縦覧場所

建設局道路部連続立体推進課(市役所高層館17階)

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7573

## 6 縦覧期間

令和7年8月15日から事業施行期間の終了の日まで

(午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第583号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市立三宝小学校ほか137校園で使用する電力の供給  
予定使用電力量 21,386,235kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局学校管理部学校施設課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コスモエネルギーソリューションズ株式会社  
代表取締役 河村 靖之  
東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号
- 5 落札金額  
¥39,596,518―（税抜）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年6月27日

## 教育委員会規則

堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第16号

### 堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則

堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

（次のよう 別記）

#### 附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

## 入 園 願

年 月 日

堺市立 幼稚園長殿

保護者

ふりがな

名前

幼児との続柄（ ）

住所

〒

連絡先電話番号

下記の幼児を 歳児クラスに入園させたいのでお願いします。

|       |       |
|-------|-------|
| ふりがな  |       |
| 幼児の名前 |       |
| 生年月日  | 年 月 日 |



様式第3号（第14条関係）

# 退 園 願

組

幼児名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 のため退園

させたいのでご許可ください。

年 月 日

保護者名

堺市立 幼稚園長 殿

様式第4号（第16条関係）

## 異動報告書

No. \_\_\_\_\_

| 提出日         |          | 年        | 月                       | 日    | 堺市立                  |  | 幼稚園長 | 担当者 |
|-------------|----------|----------|-------------------------|------|----------------------|--|------|-----|
| 在籍（異動）数     |          |          |                         | 事務連絡 |                      |  |      |     |
| 前回報告<br>在園数 | 入園<br>児数 | 退園<br>児数 | 差引<br>在籍数               |      |                      |  |      |     |
| (3歳児) 人     | 人        | 人        | 人                       |      |                      |  |      |     |
| (4歳児) 人     | 人        | 人        | 人                       |      |                      |  |      |     |
| (5歳児) 人     | 人        | 人        | 人                       |      |                      |  |      |     |
| 異動内容        |          |          |                         |      |                      |  |      |     |
| 異動<br>事項    | 異動日      | 幼児<br>年齢 | (フリガナ)<br>幼児名<br>【生年月日】 | 住所   | 幼稚園名<br>(転入・退園者のみ記入) |  |      |     |
|             |          |          | 保護者名                    |      |                      |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |
|             |          |          | ( )<br>【 . . 】          |      | 幼稚園                  |  |      |     |

## 選挙管理委員会公表

### 堺市選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月9日執行の堺市議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年1月5日付け堺市選挙管理委員会公表第1号のうち、次の候補者につき、訂正後の要旨を別紙のとおり公表する。

令和7年8月29日

堺市選挙管理委員会

委員長 大 毛 十一郎

【北区選挙区】中野 貴文

別紙

|       |       |      |        |                                                           |
|-------|-------|------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 中野 貴文 | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和 5 年 1 月 16 日 から<br>令和 5 年 4 月 20 日 まで<br>第 1 回分 |
| 出納責任者 | 渡辺 幸司 |      |        |                                                           |

|                                       |       |                        |                                                     |                                              |
|---------------------------------------|-------|------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名)               | (職 業) | (金 額)<br>円             | 支出<br>人件費<br>家屋費                                    | 円                                            |
| 日本維新の会大阪府総支部                          |       | 500,000                | 選挙事務所費<br>集会会場費                                     | 318,000<br>15,000                            |
|                                       |       |                        | 通信費<br>交通費<br>印刷費<br>広告費<br>文具費<br>食糧費<br>休泊費<br>雑費 | 834,580<br>106,210<br><br><br><br><br>13,050 |
| その他の寄附<br>その他の収入<br>今回計<br>前回計<br>総 計 | 件     | 500,000<br><br>500,000 | 今回計<br>前回計<br>総 計                                   | 1,286,840<br><br>1,286,840                   |

|              |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金 額      |
|              | ビラの作成   | 61,840円  |
|              | ポスターの作成 | 756,700円 |
|              | 計       | 818,540円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月20日 | 第 1 回報告分 |
|----------|-----------|----------|

|       |       |      |        |                                                           |
|-------|-------|------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 中野 貴文 | 所属党派 | 大阪維新の会 | 期 間<br>令和 5 年 1 月 16 日 から<br>令和 5 年 5 月 18 日 まで<br>第 2 回分 |
| 出納責任者 | 渡辺 幸司 |      |        |                                                           |

|                                       |       |                         |                                                     |                               |
|---------------------------------------|-------|-------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名)               | (職 業) | (金 額)<br>円              | 支出<br>人件費<br>家屋費                                    | 円                             |
|                                       |       |                         | 選挙事務所費<br>集会会場費                                     |                               |
|                                       |       |                         | 通信費<br>交通費<br>印刷費<br>広告費<br>文具費<br>食糧費<br>休泊費<br>雑費 | 590                           |
| その他の寄附<br>その他の収入<br>今回計<br>前回計<br>総 計 | 件     | 0<br>500,000<br>500,000 | 今回計<br>前回計<br>総 計                                   | 590<br>1,286,840<br>1,287,430 |

|              |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金 額      |
|              | ビラの作成   | 61,840円  |
|              | ポスターの作成 | 756,700円 |
|              | 計       | 818,540円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年5月18日 | 第 2 回報告分 |
|----------|-----------|----------|